

みなさん、こんにちは中村です。お元気でご活躍のことと思います。日本代表のDF長友佑都(24)所属するインテル(イタリア)はサンプドリアに2-0で快勝し2位に浮上。フェイエノ-ルト(オランダ)の宮市亮(18)は4戦負けなしで、若い選手たちがヨーロッパのリーグで大活躍しています。3月25日に日本-モンテネグロ戦(エコパスタジアム)29日にニュージーランド戦(国立競技場)も楽しみです。日本は2022年W杯に秘策を用意。カタールW杯に向けて日本協会がドーハの巨大施設『アスパイア・ゾーン』を視察。育成年代の海外強化拠点に据える計画が浮上。広大な施設に潤沢な資金を投入し室内サッカー場や天然芝のサッカー場が何面もあって素晴らしい環境。長期的なビジョンで万全の準備を！ お知らせ：勝手ながら、業務研修のため4月6日～4月8日はお休みさせていただきます。

産業廃棄物処理業に関して

～産業廃棄物収集運搬業（積替保管なし）の許可が合理化されます～

神奈川県の場合

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年9月23日政令第300号）が改正され、平成23年4月1日から、産業廃棄物収集運搬業（積替保管なし）及び特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替保管なし）（以下、「（特別管理）産業廃棄物収集運搬業」という。）の許可が次のとおり合理化されることになりました。

平成23年3月31日までに県知事の許可を受けている業者の方は、許可証に営業区域として政令市（横浜市、川崎市、相模原市又は横須賀市。以下同じです）の区域を除く旨記載してありますが、平成23年4月1日から政令市域が営業区域に含まれることとなります（政令市の許可に積替えを含む場合又は県知事の許可より政令市の許可の事業の範囲が広い（品目が多い）場合を除く）。

【合理化の概要】これまでは、（特別管理）産業廃棄物の積込み・荷卸しを行う場所を所管する神奈川県知事及び各政令市（川崎市・横浜市・相模原市・横須賀市）長の許可がそれぞれ必要でしたが、平成23年4月1日から、神奈川県知事の許可のみで県内全域の収集運搬業を行うことができます。

【神奈川県内全域で積込み・荷卸しを行う際に必要な許可】

神奈川県の場合

今までは

①神奈川県②川崎市③横浜市④相模原市⑤横須賀市

計5つの許可が必要

神奈川県の場合

今年の4月から

①神奈川県

1つの許可で県内の運搬が可能

平成23年4月1日より前に県知事の許可を取得している（特別管理）産業廃棄物収集運搬業者は平成23年4月1日以降は、品目等県許可の事業の範囲内で、県内全域において業を行うことができます。なお、政令市域内で積替保管を行う場合は、従来どおりその場所を所管する政令市長の許可が必要になります。その他の場合や詳細については廃棄物指導課へお問い合わせいただくか、[神奈川県ホームページ](#)を御参照ください。

【お問い合わせ先】電話：044-200-2593 FAX：044-200-3923

環境局生活環境部廃棄物指導課 処理業許可担当

(河野)

建設業Q&A

Q、建設業許可を受けて営業をしている個人事業者が事業を法人化するときはどうすればいいのでしょうか？

A、あらためて法人としての新規許可を申請する必要があります。これを「法人成り新規」といいます。この場合、単に変更届を提出すればよいと考えがちですが、法人としての新規許可申請を行う必要があります。なお、法人化しても個人事業者の時の指名業者資格は引き継がれます。具体的な許可申請手続きは、基本的に新規申請と同じです。なお、「法人成り新規」は都道府県によって取り扱いがかなり異なるので注意が必要です。(中村竜二)

春を感じる フキ



先日、デパートのお惣菜売り場で、山菜のてんぷら盛り合わせを目にしました。“ああ春だなあ”と感じました。盛り合わせの中にフキノトウを見つけました。フキはキク科フキ属の多年草です。日本原産で、北海道、本州、四国、九州及び沖縄県に分布し、北は樺太から朝鮮半島や中国大陸でも見られます。秋田県にも2mほどにも伸びる秋田落があり、全国的にも有名です。江戸時代、秋田藩主の佐竹義和(義峯公とも)は江戸でこの傘の代わりにもなるフキの自慢をしたところ、他の藩主から信じてもらえなかったため、藩主の名誉のために、領民は山野を捜索して一本の巨大フキを江戸に運び、藩主の名誉を回復したといわれます。これにより、傘代わりにもなるこのフキの存在が国中に知られることとなりました。葛飾北斎も『北斎漫画』に、フキの下で遊ぶ男たちを描いています。(渋谷)